

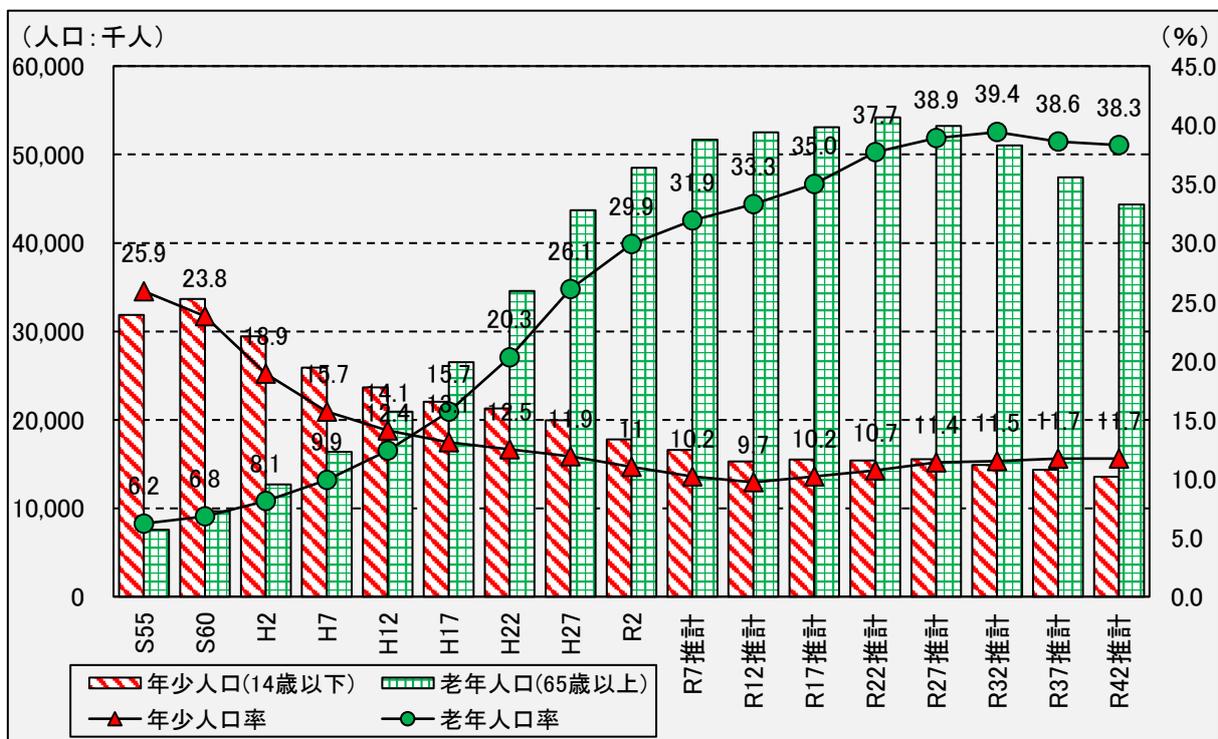
第2節 公共施設の持つ課題

1 維持管理費用の負担増

令和5年度(2023年度)末現在、本市が保有する主な公共施設の建物は、305棟でそのうちの約93パーセントが築20年以上を経過し、今後、建替えまでの間、計画的な維持補修を行っていくために、その費用は、増加傾向になると考えられます。

しかし、次図に表すとおり、少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、労働人口も減り始める今日となつては、将来の大幅な税収増も望みは薄く、逆に扶助費の増大等により、維持補修費に充てられる一般財源は減少することが予想されます。

【本市の人口構成の変化】

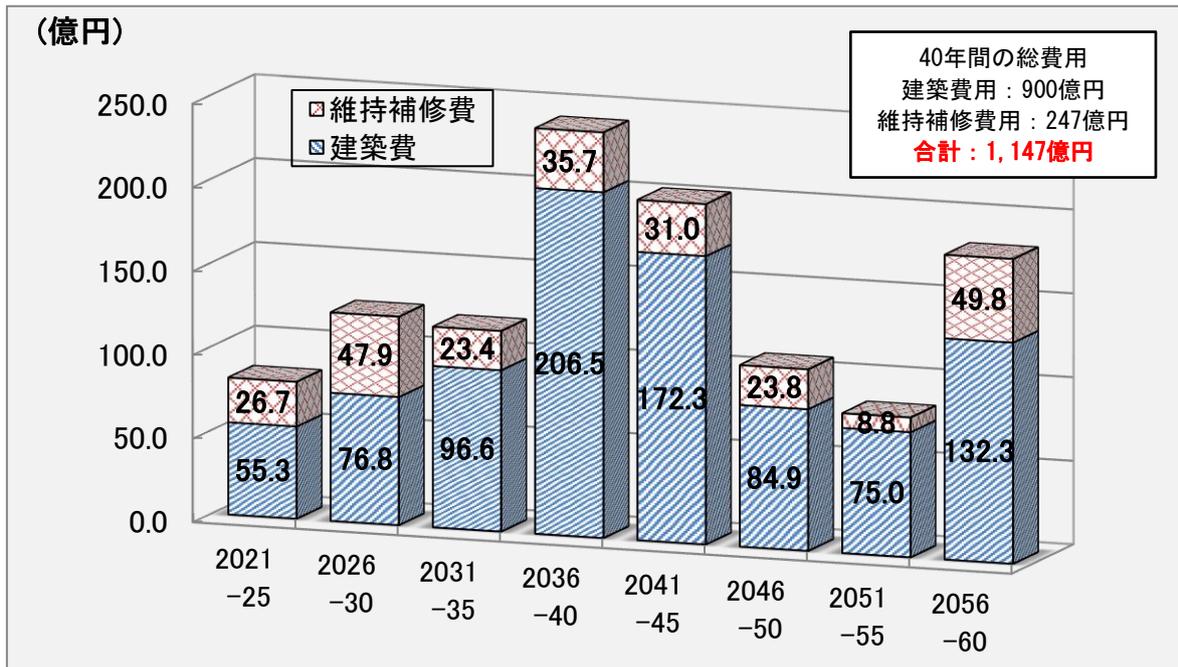


2 施設の老朽化（維持管理の増加と改修・建替時期の集中）

現在の公共施設の総量を維持し耐用年数に応じて建替えを行うと、次図に表すとおり、2060年までの40年間で、5年ごとに約55億円から約207億円の建設事業費が必要となり、特に建替えのピークを迎える2036年からの10年間では、単純平均で年間約45億円の費用が必要になると試算しています。

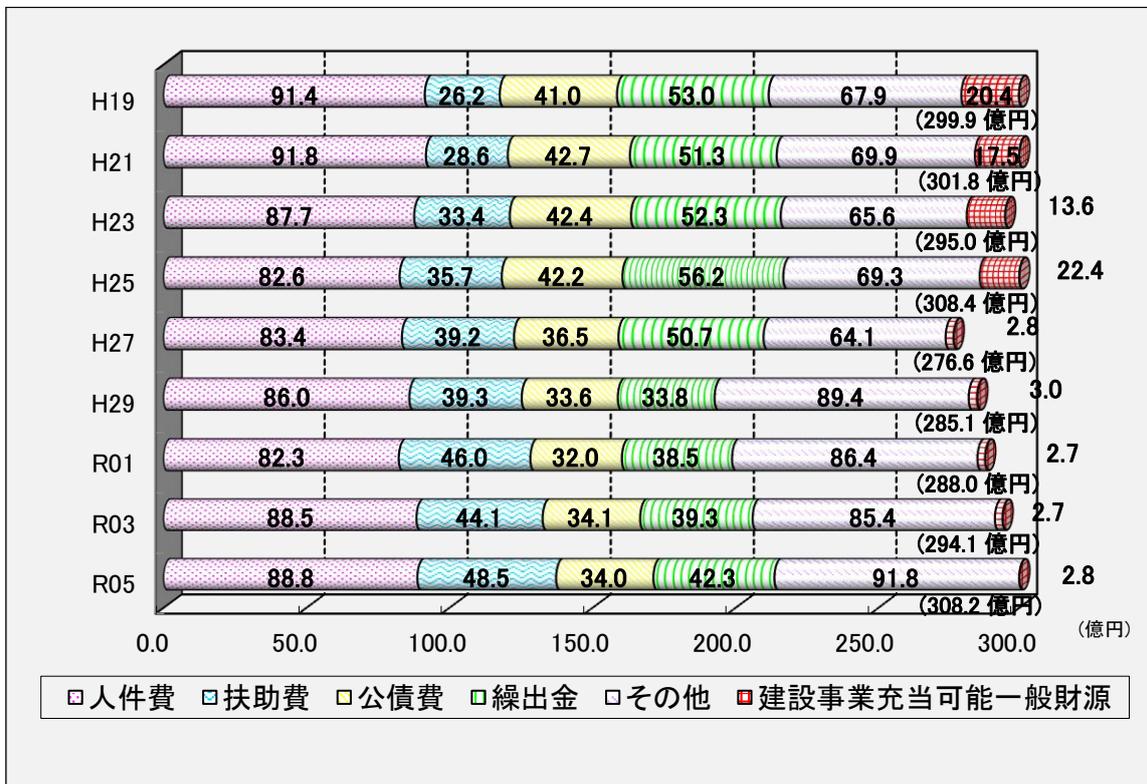
ところが、現状では本市の財政状況が好転する材料は乏しく、高齢者や子どもたちに必要な支出の増加が見込まれる中では、建設事業に充当可能な一般財源は減少傾向にあり、これを道路や橋りょうの維持補修費用と分け合わなければならないことから、現在の公共施設の総量維持は、不可能となります。

【公共施設の建築費と維持補充費の推移】

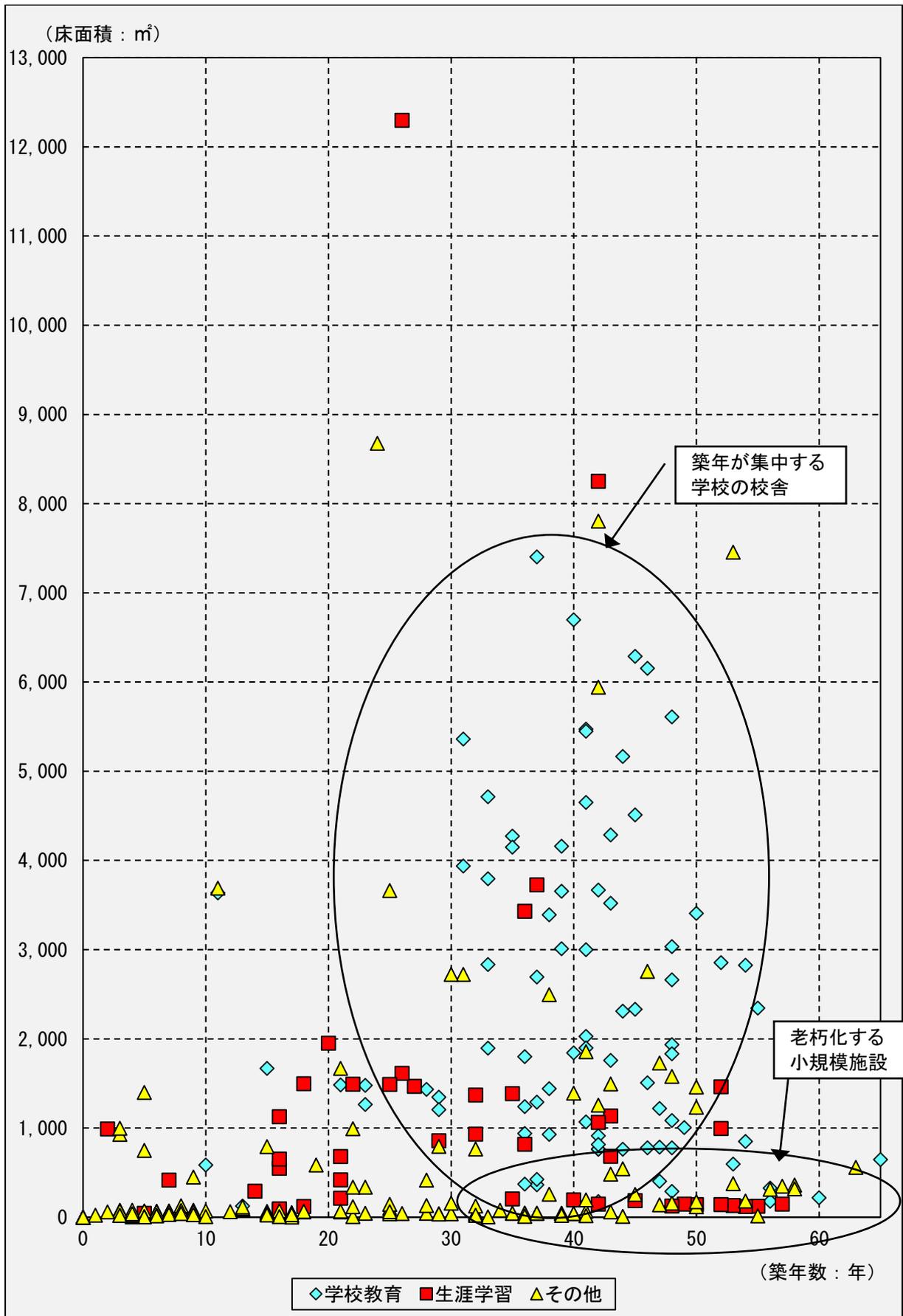


- ※1 建築費用は、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造60年と仮定し、小中学校、幼稚園、こども園は30万円/㎡、その他施設は40万円/㎡で試算
- ※2 維持補修費は、公共施設保全計画の基本部位による費用
- ※3 既に建替え時期を迎えている建物は、全てを2021-25の数値に参入

【一般会計における一般財源額の推移】



【公共施設の建物の床面積と築年数】



3 施設機能の重複

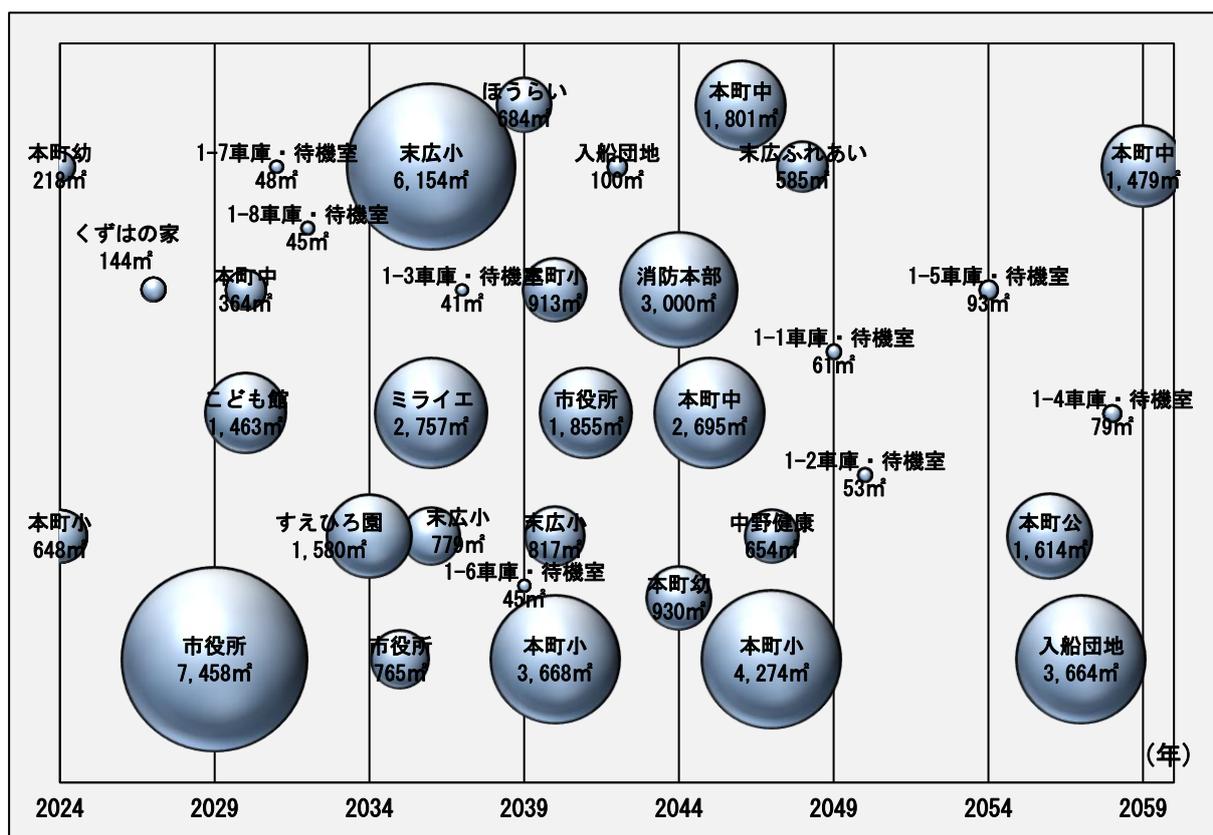
公共施設は、それぞれ行政目的をもって建設されてきたものですが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設(部屋・室)の機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

また、これらの施設(部屋・室)の中には、施設利用の周知や予約の方法等が統一されておらず、結果として、利用者間の公平性等に疑問が生じている場合も見受けられます。

今後、公共施設の総量を維持することが難しくなることを前提とすれば、公共施設の建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設(部屋・室)を集約することにより施設の稼働率を上げ、より効率的な管理運営を行っていく必要があります。

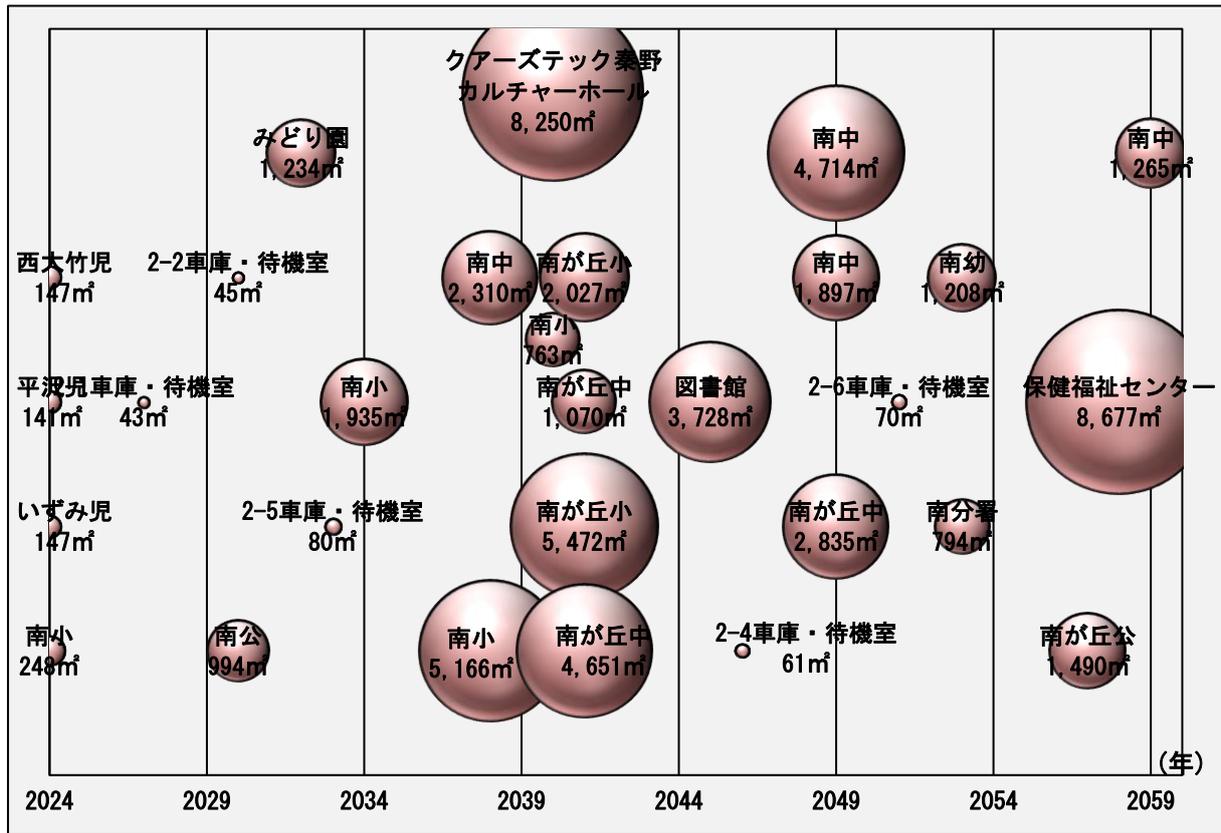
また、地域の拠点となる施設である学校や公民館などの土地や建物については、既成概念にとらわれない一層の複合化を進めることが必要です。

【本町地区の主な公共施設の建替え予定年度^(※1)】

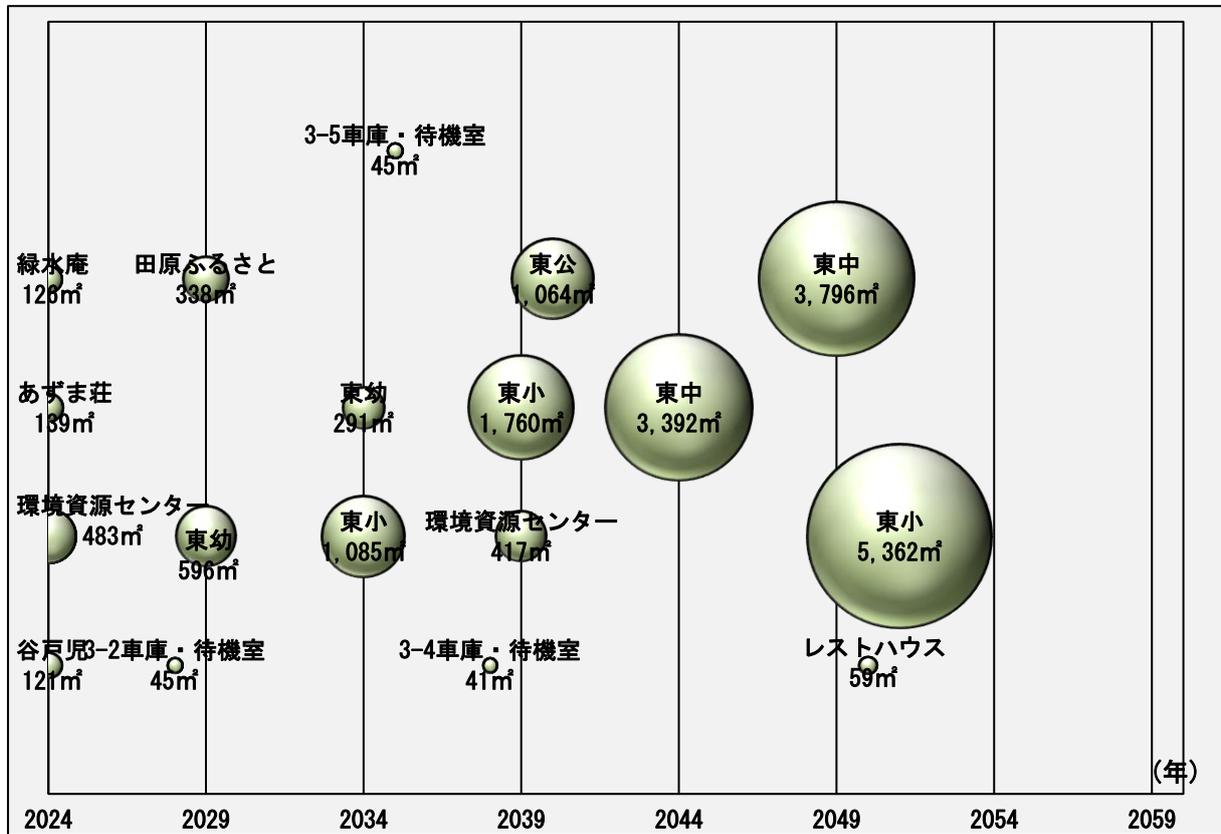


※1 円の大きさは建物の大きさを、グラフ内の文字は施設名と現在の延べ床面積を示しています。また、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造60年で建替えと仮定し、令和5年度(2023年度)末時点において、既に建替え時期を迎えている建物は、全てを令和6年度(2024年度)に示しました。以下、他地区のグラフにおいても同じです。

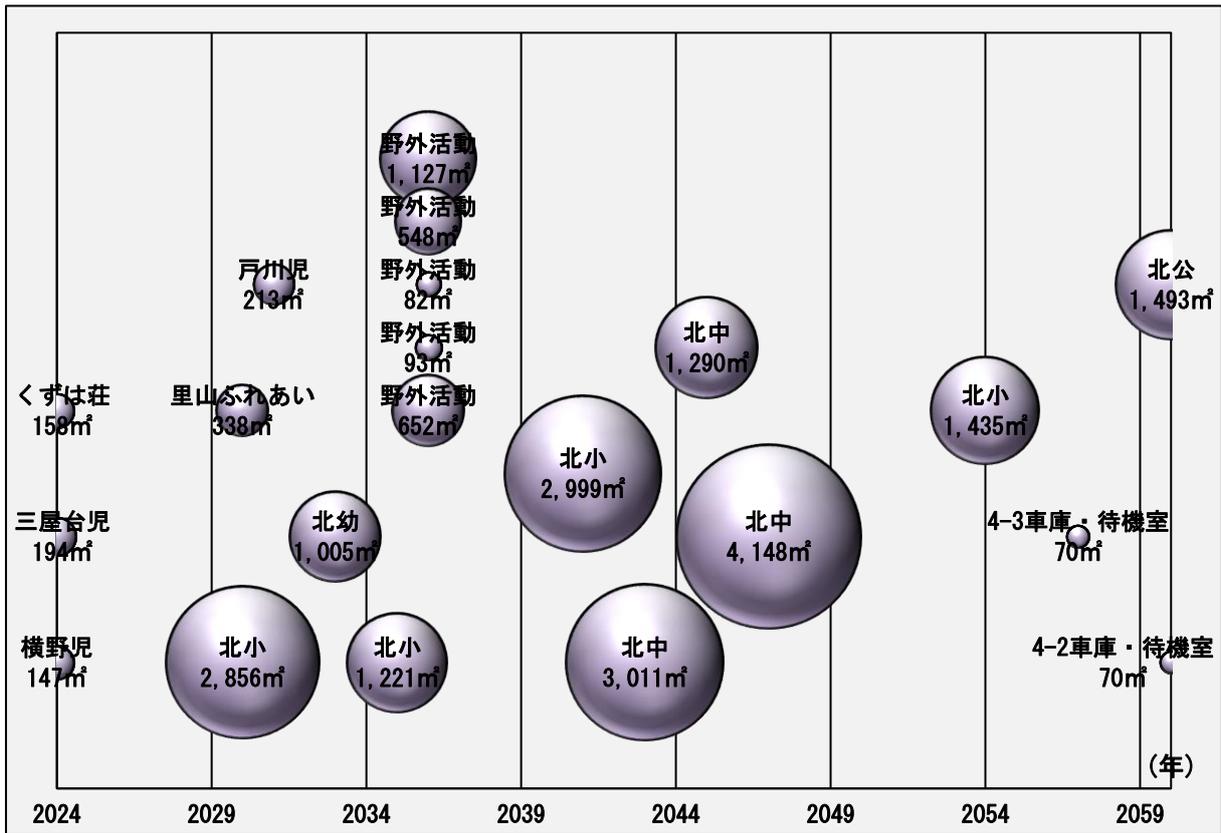
【南地区の主な公共施設の建替え予定年度】



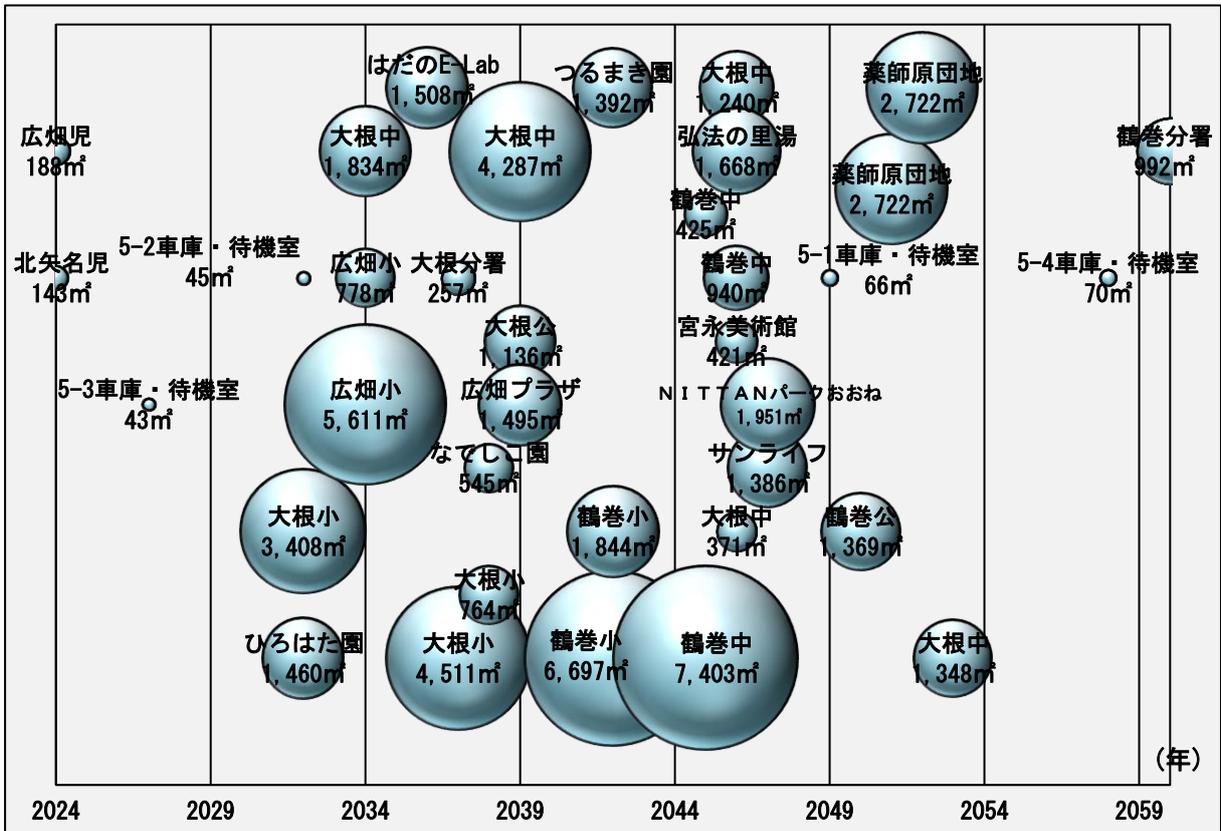
【東地区の主な公共施設の建替え予定年度】



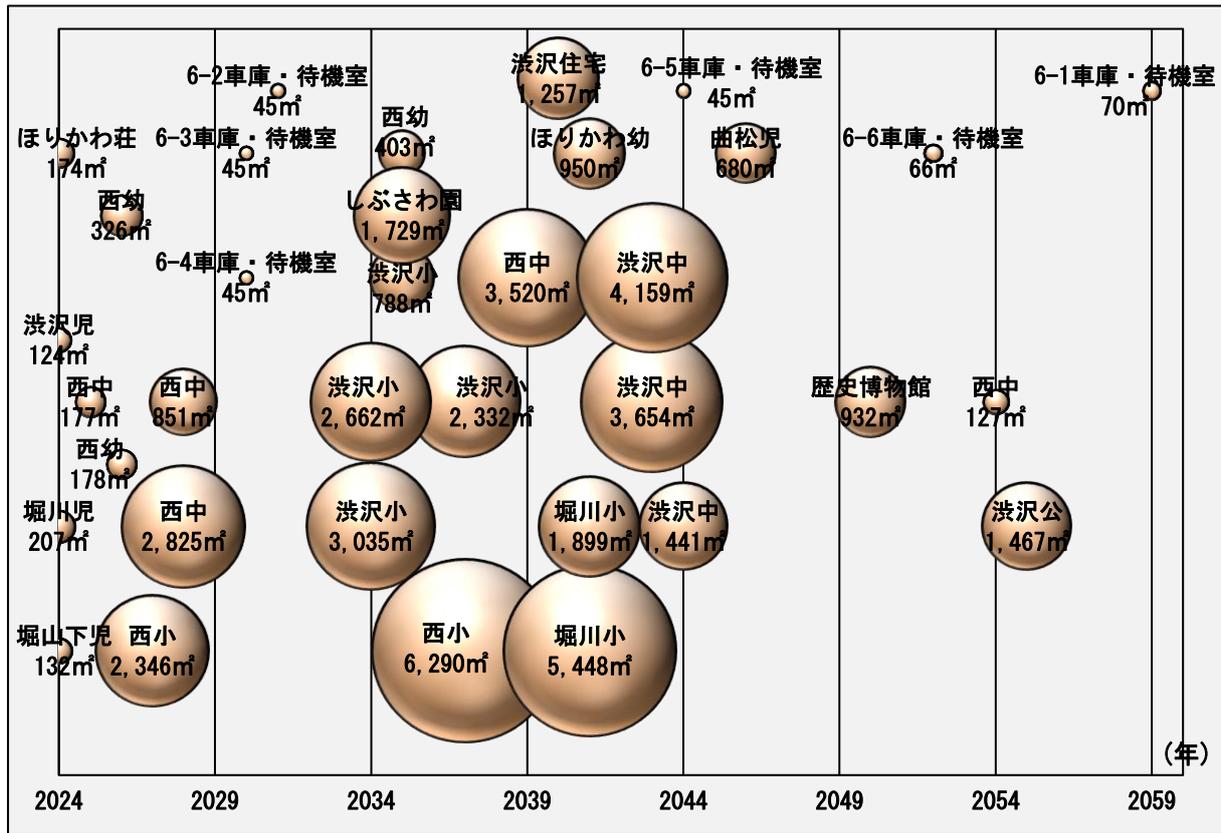
【北地区の主な公共施設の建替え予定年度】



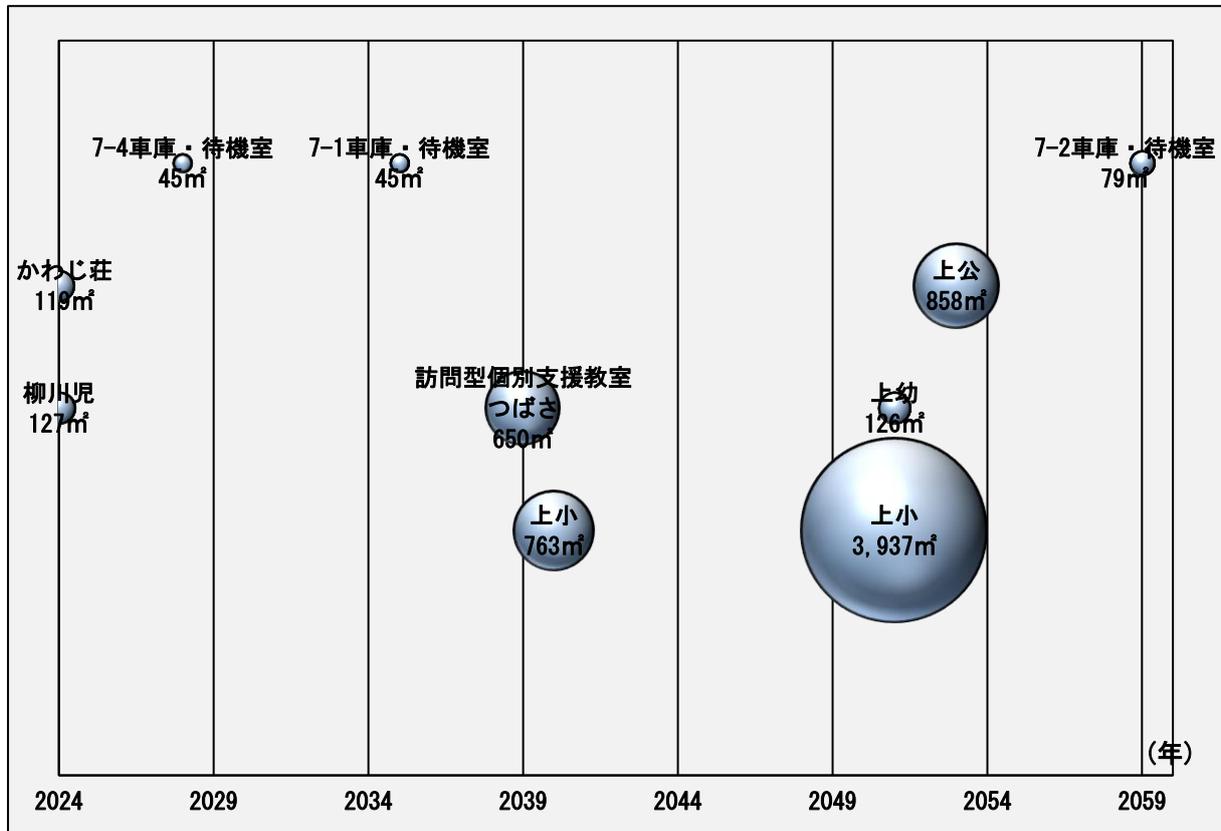
【大根・鶴巻地区の主な公共施設の建替え予定年度】



【西地区の主な公共施設の建替え予定年度】



【上地区の主な公共施設の建替え予定年度】



4 公共施設使用料の適正化

平成 26 年(2014 年)11 月に策定した「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（以下「方針」といいます。）」に基づき、平成 29 年(2017 年)10 月に使用料を見直しました。

(1) 見直しの背景と現在までの変化 ～公共施設を取り巻く状況～

方針では、超高齢社会を見据えて、公共施設を利用する市民と利用しない市民との税負担の公平性を保つとともに、現在の市民が応分の負担をすること¹で将来市民の負担を減らしていくことが必要である、としていました。

市民の誰もが利用できる施設²を対象としたため、無料施設の有料化も含めて検討した経過があります。

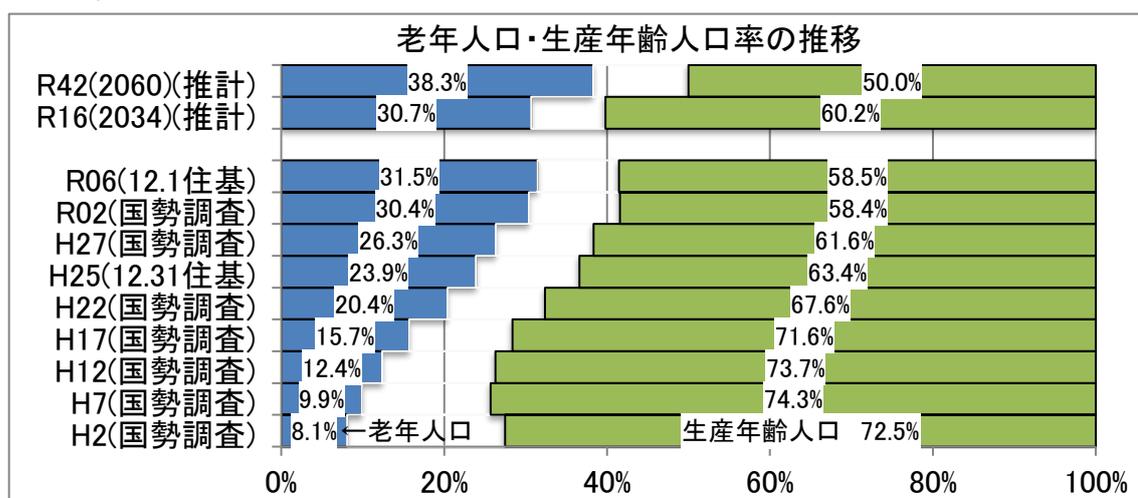
また、見直しは「三つの視点」のもとに進めていくこととしていましたので、それぞれの項目ごとに公共施設を取り巻く状況を見てみます。

ア 視点Ⅰ 税負担の公平性の確保

(ア) 高齢化の影響

本市の老年人口率³は、22 年前の平成 12 年(2000 年)には 12.4 パーセントでしたが、令和 6 年(2024 年)には 31.5 パーセントとなっているのに対して、納税の中心となる生産年齢人口率は 73.7 パーセントから 58.5 パーセントに減少しています。

方針策定当時における推計では、平成 46 年(2034 年)の老年人口率が 30.7 パーセント、生産年齢人口率が 60.2 パーセントとなっていたことから、人口構造の変化（＝高齢化）が方針策定当時よりも加速していることが伺えます。



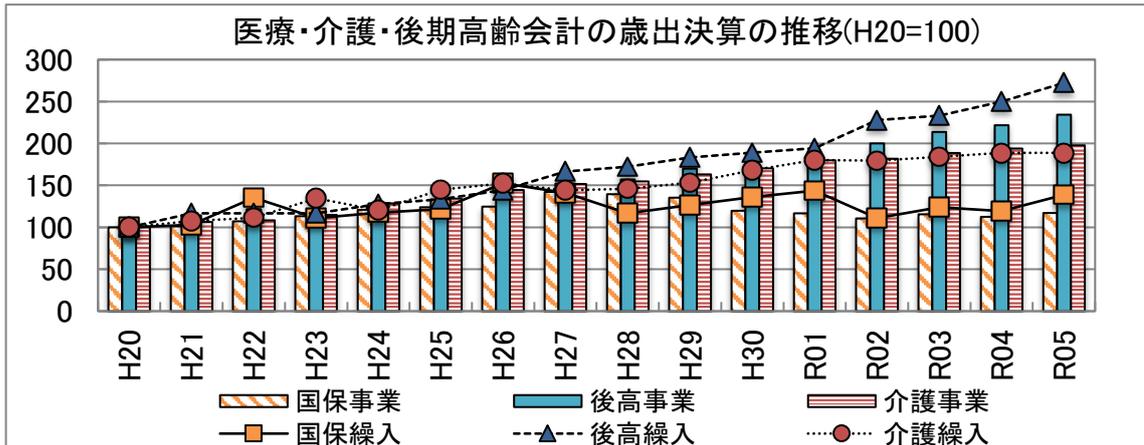
¹ 公共施設の維持管理に要する費用の財源のうち、等しく市民から徴収している市税を主な財源とした一般財源による負担を「現在の市民の負担」としてしています。

² 実際の見直しでは、33 施設が対象となりました。

³ 65 歳以上の人口が全人口に占める割合

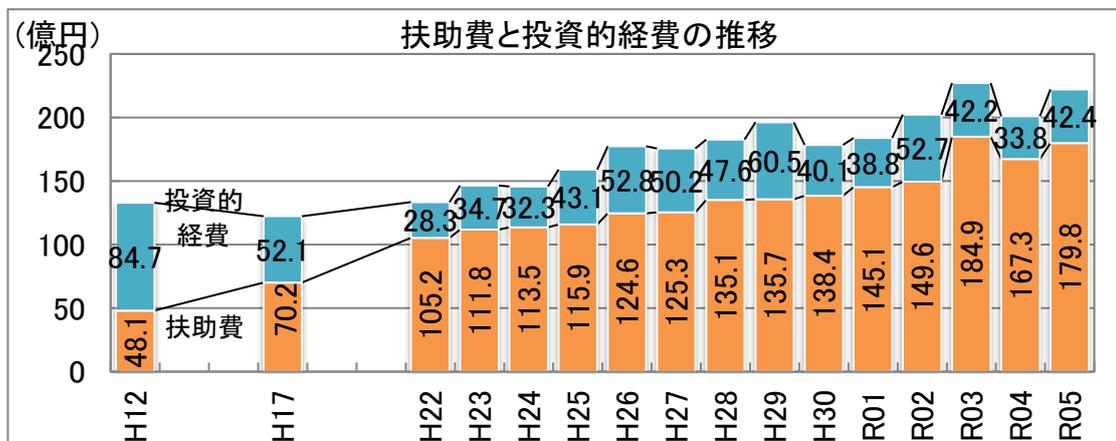
総合計画はだの2030プランにおける政策人口の推計では、令和42年(2060年)には老年人口率が38.3パーセントに達する一方で、生産年齢人口率は50.0パーセントまで低下する見込みです。そのため、老年人口と生産年齢人口の比は、平成12年(2000年)の1:5.9から令和7年(2025年)は1:1.8となり、令和42年(2060年)には1:1.3になると推計されています。

高齢化に伴い、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計に対する一般会計からの繰入金^{※4}は、平成20年度(2008年度)以降、増加傾向となっています。



社会保障費である扶助費^{※5}も、高齢化の進行によって増加を続けています。平成12年度(2000年度)には48.1億円(一般会計歳出決算額の11.4パーセント)でしたが、令和5年度(2023年度)には179.8億円(一般会計歳出決算額の31.5パーセント)と金額ベースで3.7倍、割合で2.8倍となっています。

これに対して、投資的経費^{※6}は減少しており、平成12年度(2000年度)には84.7億円(一般会計歳出決算額の20.0パーセント)でしたが、令和5年度(2023年度)には42.4億円(一般会計歳出決算額の7.4パーセント)と金額ベースで0.5倍、割合で0.37倍まで減少しています。



⁴ 特別会計や企業会計などに対し、その赤字の補てんや受益者負担になじまない経費に充てるため、一般会計(税)から支出する資金

⁵ 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費

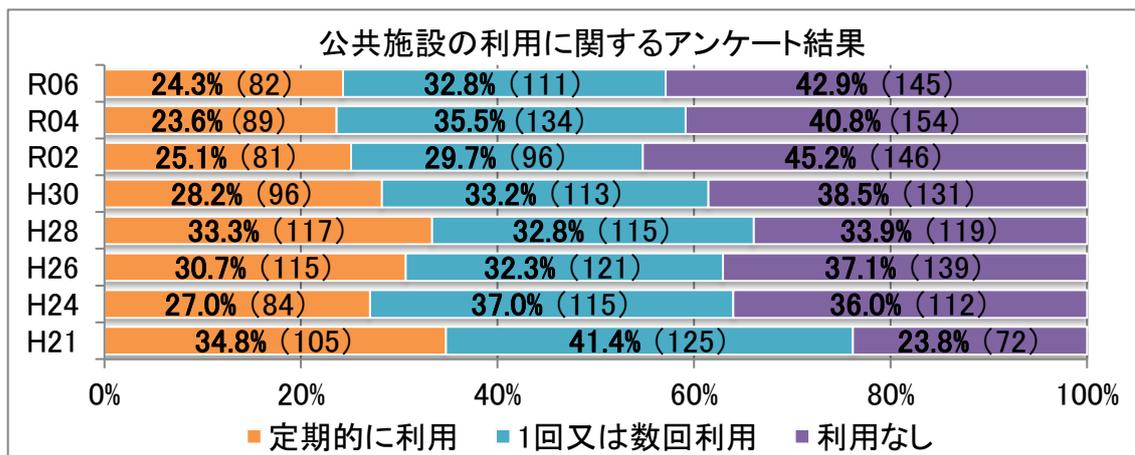
⁶ 普通建設事業費のことで、道路や建物などの建設事業や用地の購入などに関する経費

(1) 公共施設の管理運営費の状況

市民が利用できる公共施設について、過去1年間にどの程度利用したかなど、継続してアンケート調査^{※7}を実施しています。

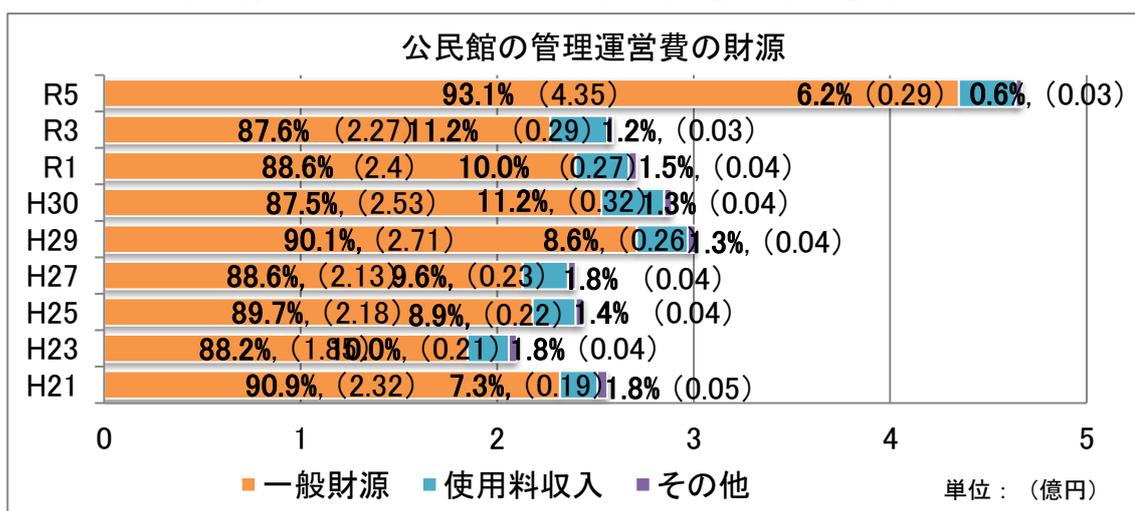
令和6年度(2024年度)の調査では、定期的に利用する人^{※8}の割合が24.3パーセントと最も低くなっています。

定期的に利用する人の割合は減少傾向にあり、使用料の値上げや新型コロナウイルスの影響以外に、利用団体のメンバーの高齢化により団体数が減少傾向にあることもその一因となっている可能性があります。



次のグラフは、市民が利用できる公共施設のうち、公民館(11館)の管理運営に要した費用の財源です。

年度によって差はありますが、財源のおよそ9割を一般財源が占め、残りの1割弱が使用料、1パーセント未満が補助金やその他収入となっています。



⁷ 公共施設白書の改定に合わせて2年ごとに実施しているWEB調査

⁸ アンケート調査では、公共施設の利用頻度について、「週1回以上」「月1回以上」「年1回以上」「利用しなかった」の4つの選択肢から回答を得ています。このうち、「週1回以上」「月1回以上」と回答した人を「定期的に利用する人」としています。

使用料負担はいわゆる「受益者負担」ですが、一般財源負担は公民館利用者が支払った税金はもちろん、あまり利用しない、または、全く利用しない市民も等しく負担していることとなります。

定期的に利用する人が方針策定当時よりも少なく、全体の1/4程度である今、税負担の公平性について改めて考えていく必要があるかもしれません。

イ 視点2 世代間の公平性の確保

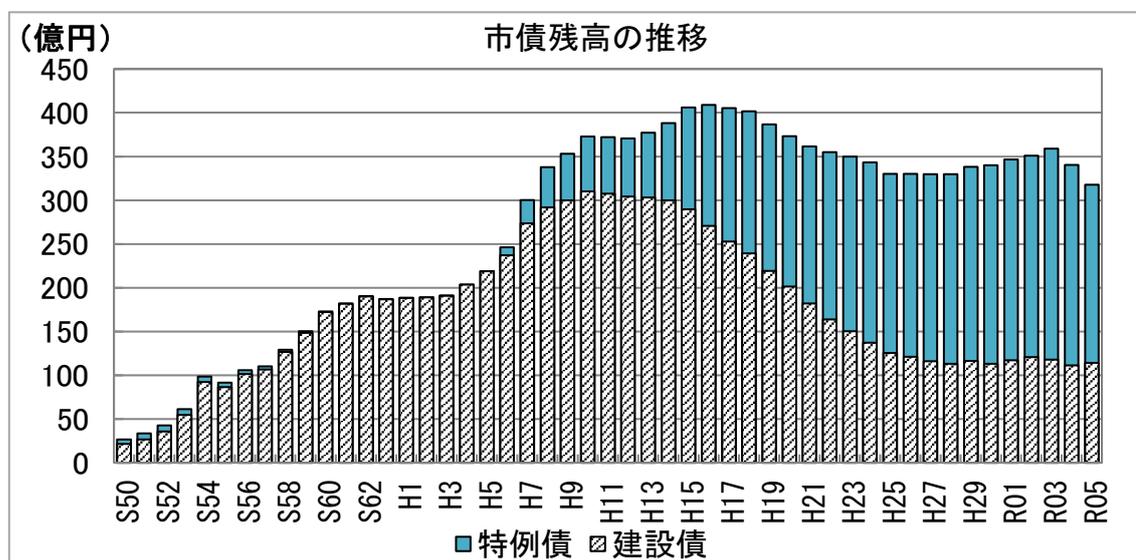
公共施設を建設する際には「世代間の公平性の確保」という観点から、建設債を発行し、その恩恵を受ける将来世代も負担を負うこととしています。

本市でも人口急増期の学校施設などの建設に当たっては多くの建設債を発行してきましたが、施設の整備が落ち着いたため、建設債の残高は平成10年(1998年)をピークに減少しています。

しかし、この建設債に代わるように、長引く景気の低迷の中で公共サービスを維持し、不足する地方交付税^{※9}を補うために発行を始めたのが臨時財政対策債などの特例債(赤字市債)です。

その残高は、平成21年度(2009年度)以降、建設債を上回った状態が続いており、現在の市民へのサービスの負担を将来世代に先送りしていることとなるため、世代間の公平性を損なう恐れがあります。

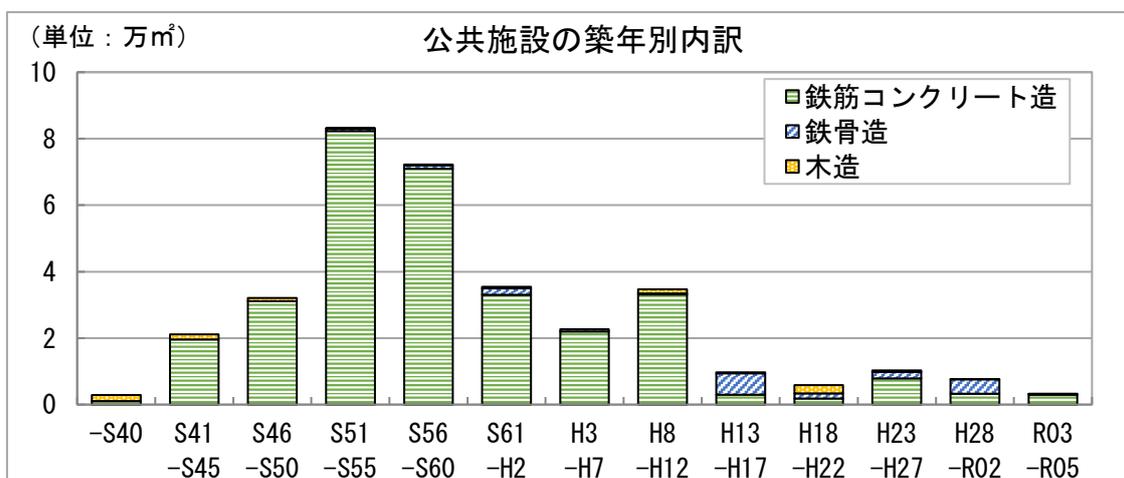
また、現在の公共施設の建替え時期が一斉に到来した際には、建設債を発行しなければならず、特例債の発行をできる限り抑えていく必要があります。



⁹ 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金で、全国一律の基準により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。

ウ 公共施設更新問題への対応

現在の主な公共施設は人口急増期に集中して建設されて、昭和 50 年代の 10 年間に現在のハコモノのおよそ 5 割が建設されています。



本市の公共施設は、集中して建設されたため一斉に老朽化が進み、現在は築 30 年以上を経過した施設が 7 割を超えています。

また、耐用年数^{※10}を迎える時期も集中しているため、一斉に建替えを進めていく必要がありますが、その時期には本市の財政状況がより一層厳しいものになっていることが予測され、同様のことが全国で起きることから「公共施設の更新（老朽化）問題」と言われています。

本市では、この更新問題に対応するために平成 23 年(2011 年)に「公共施設再配置計画」を策定し、取組の一環として利用者負担の適正化を図ることとしたものです。

具体的には、事業費による歳出として把握できない減価償却費相当額について、使用料算定のコストに加算することで、将来の施設の建替えに備えることとし、平成 30 年度(2018 年度)から公共施設整備基金への積立てを開始しています。

(2) 利用者負担に対する市民の意識

利用者負担のあり方については、これまで 8 回実施してきた公共施設に関するアンケート調査において、市民の意識を調査しています。

市民意識の変化を確認するため、方針策定前となる平成 24 年度(2012 年度)と使用料見直し後となる令和 6 年度(2024 年度)の調査結果を次ページ以降で比較しています。

平成 24 年度(2012 年度)の調査結果では、利用者負担が増加することを容認する意見(「全て利用者の負担で賄うべき」と「税金の負担は仕方ないが、利用者

¹⁰ 公共施設再配置計画第 1 期基本計画(平成 23 年(2011 年)策定)では、削減目標の試算において、鉄筋コンクリート造 60 年、鉄骨造 45 年、木造 30 年としていました。

負担は増やすべき」の合計)が51パーセントと半数以上を占めていましたが、使用料見直しを経た令和6年度(2024年度)の調査結果では、更なる利用者負担の増加を容認する意見(「Aに近い」と「どちらかといえばAに近い」の合計)が67パーセントに増加する結果となっています。

公共施設を定期的に利用する人が減少傾向にあり、あまり施設を利用しない人が再度の使用料見直しを容認する意見に多く回答した可能性があるため、利用頻度とクロス集計したところ、定期的に利用する人(82人)のうち、65パーセント(53人)が更なる利用者負担の増加を容認している、という結果となりました。

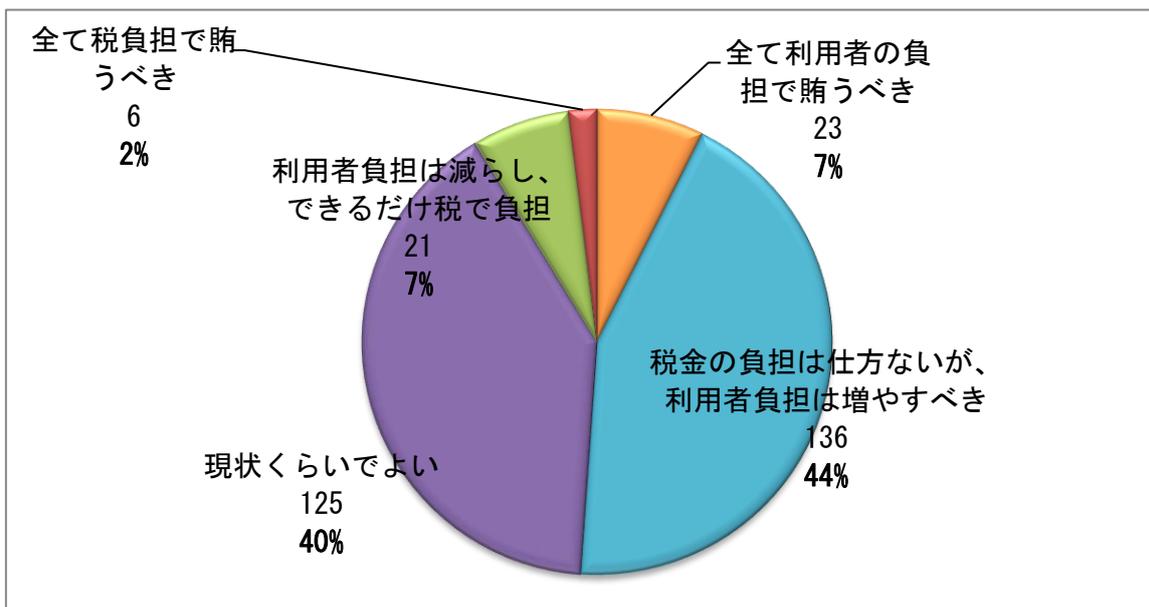
また、方針において、公共施設の再配置の取組に関する認知度が高いほど容認する意見が多くなる傾向があるとされ、その割合は7割となっていたが、この傾向は継続し、令和6年度(2024年度)調査でも7割を超えています。

再配置計画の認知度を高めることが、計画の推進に必要不可欠であることが伺える結果となっています。

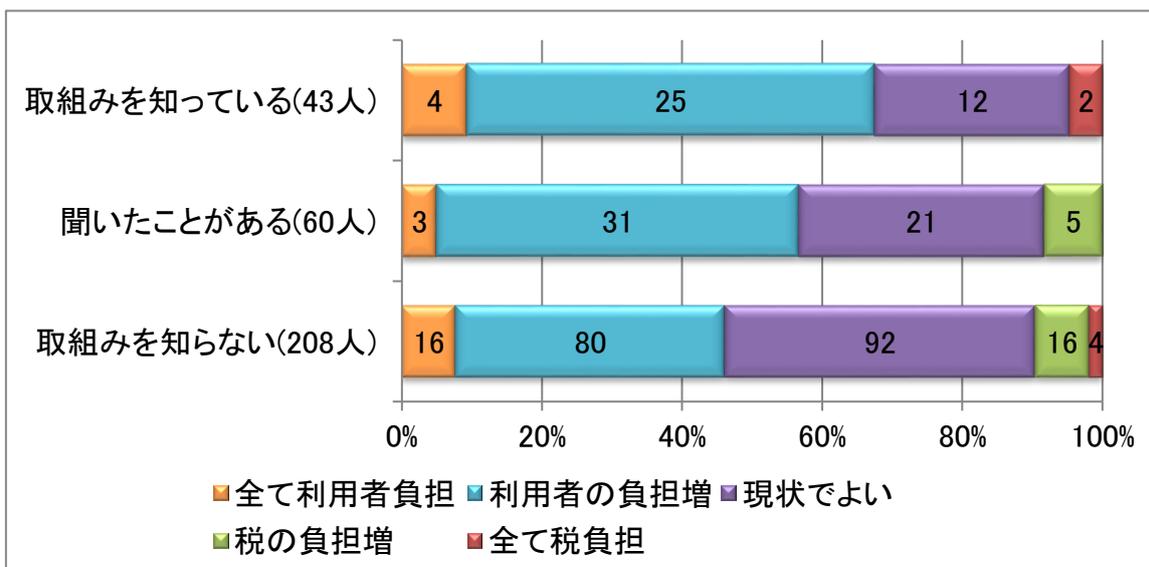
公共施設に関するアンケート調査結果(2回目)より

実施年月	平成 24(2012)年 12 月
対象者	調査会社に会員登録している 20 歳以上の市民
調査方法	インターネット調査
回答者数	311

問 不特定の市民が利用する公共施設の中には、利用者から使用料をいただいている施設もありますが、全体の管理運営費に対する利用者の負担割合は 15 パーセント程度であり、残りの 85 パーセントは税金で賄われています。このことに対して、あなたの考えに最も近いものを選んでください。



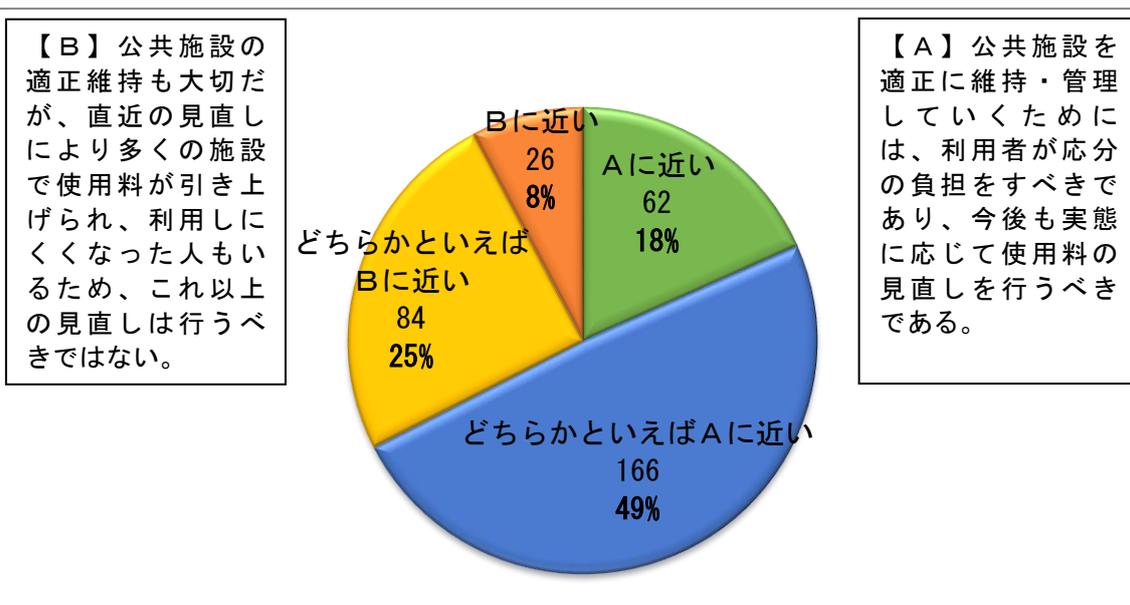
【再配置の取組認知度別クロス集計】



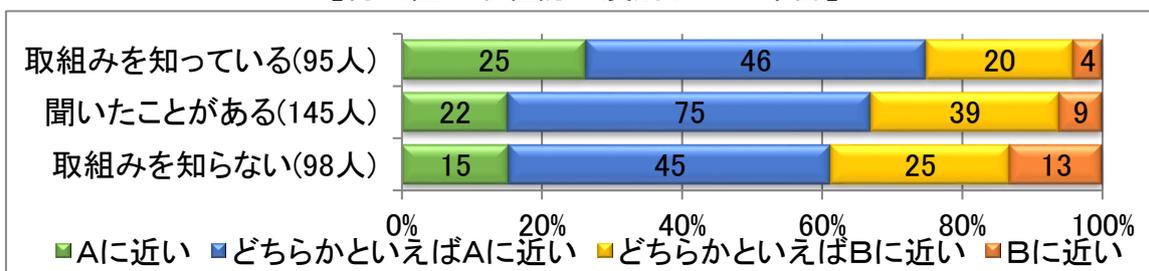
公共施設に関するアンケート調査結果(8回目)より

実施年月	令和6(2024)年6月
対象者	調査会社に会員登録している20歳以上の市民
調査方法	インターネット調査
回答者数	338

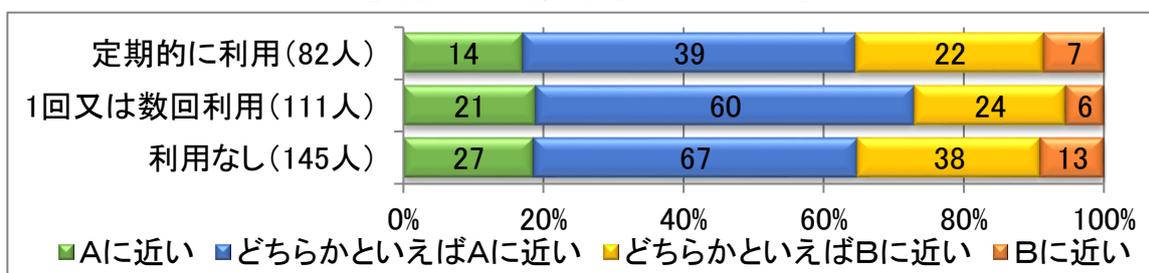
問 秦野市では、将来にわたって公共施設を適正に維持していくため、今後、使用料の見直しを行う可能性があります。次の2つの考えのうち、あなたの考えに近いもの一つを選んでください。



【再配置の取組認知度別クロス集計】



【施設の利用頻度別クロス集計】

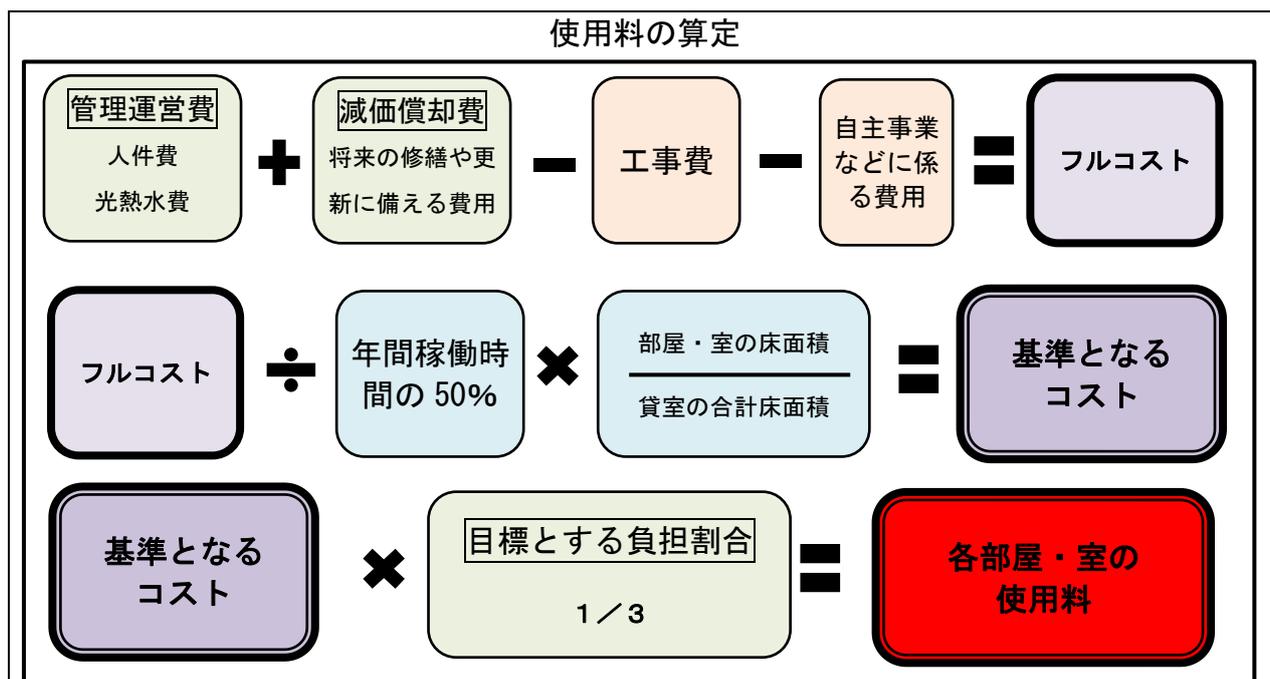


(3) 使用料見直しの評価

使用料見直しの評価は、方針が想定していた3つの視点に基づいて効果を把握し、評価を行いました。

ア 視点1 税負担の公平性の確保

見直し後の使用料の算定に当たっては、方針において「使用料の算定根拠を明確にします」として、フルコストの考え方や1/3としている負担割合などを示しています。



施設の稼働率が50パーセントを超えれば、使用料収入が「フルコストの1/3」に到達し、公共施設を使う人と使わない人との税負担の公平性が保たれることになります。

(ア) 負担割合の推移

次のグラフは、使用料見直しの際に新使用料算定の基礎となった平成25年度(2013年度)と、直近5年間の負担割合の推移です。

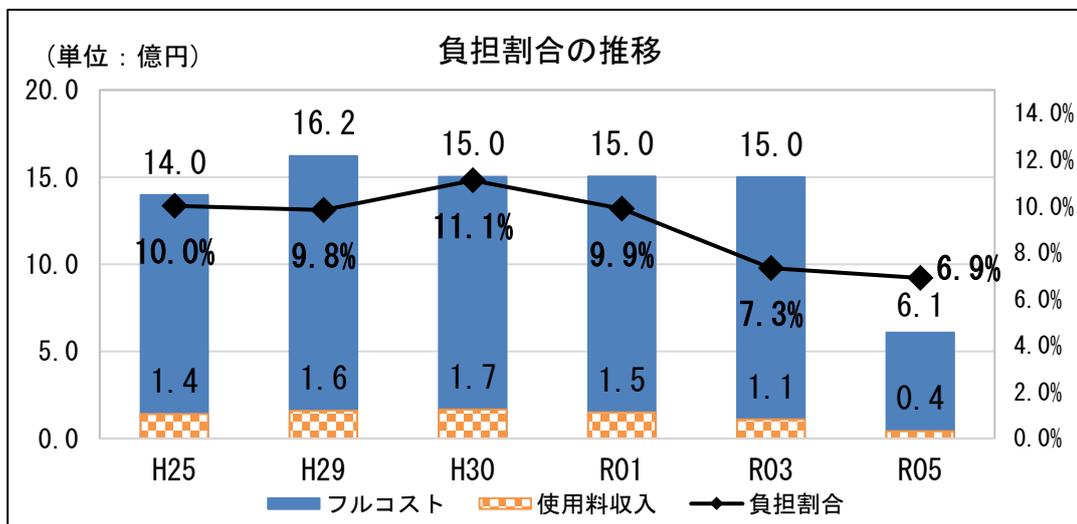
折れ線グラフが負担割合で、使用料見直しを実施した平成29年度(2017年度)は使用料収入が増加していますが、フルコストも増額^{※11}となったため、負担割合は0.2パーセント減少しました。

平成30年度(2018年度)には、公有財産台帳の整理に伴い、前年度に上昇した減価償却費が減少し、また、大半の施設の使用料が見直し後の使用料となり使用料収入がさらに増加したため、負担割合が11.1パーセントまで上

¹¹ カルチャーパーク陸上競技場とテニスコート、NITTAN パークおおねスポーツ広場の大規模改修費用を減価償却費として加算したため。

昇しました。

しかし、令和元年度(2019年度)は新型コロナウイルス対策により休館措置^{※12}をとったことが大きく影響し、使用料収入が減少したため、負担割合が9.9パーセントに下がりました。令和5年度(2023年度)には、新型コロナウイルスの影響が拡大し、使用料収入がさらに減少したため、負担割合が6.9パーセントまで下がっています。



注：隔年で行っている「公共施設概要調査」の結果に基づき算出しているため、調査未実施の令和2年度(2020年度)、令和4年度(2022年度)のデータはありません。指定管理者制度へ移行した施設を除いているため、令和5年度(2023年度)のフルコストが大幅に下がっています。

(1) 負担割合と稼働率

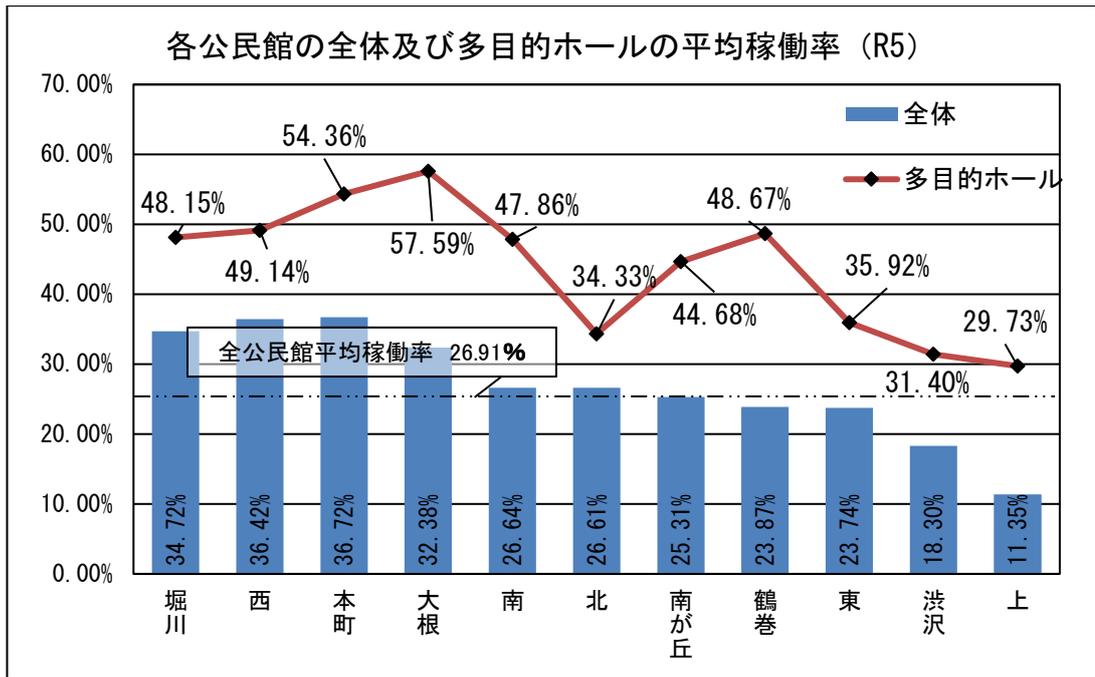
施設単位で負担割合 1/3 を達成していたのは、平成30年度(2018年度)以降、立野緑地庭球場のみとなっていますが、個別に稼働率を算出すると、コストの算定で想定している稼働率 50 パーセントを超えている施設もあり、このような施設の負担割合は 1/3 を超えていると考えられます。

次のグラフは、市民に広く利用されている公民館の平均稼働率です。

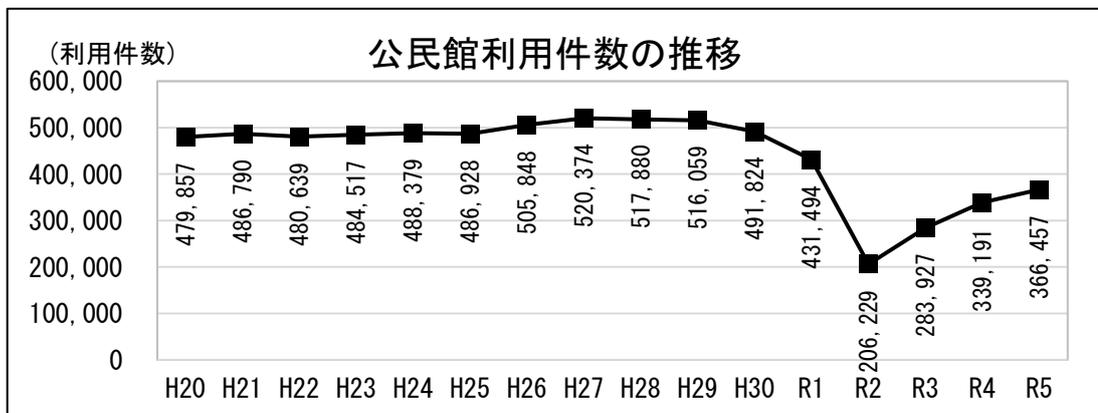
公民館 11 館の全部屋の平均稼働率は、グラフ中の破線が示すとおり約 27 パーセントとなっています。館別では、本町公民館が約 37 パーセントと最も高く、西公民館の約 36 パーセントと続きます。

しかし、公民館の中で稼働率が高い多目的ホール(折れ線グラフ)に限ると、全体の平均稼働率が最も高い本町公民館よりも、大根公民館をはじめ4館が上位に位置しています。また、全体の平均稼働率が最も低い上公民館の多目的ホールは、渋沢公民館と同程度の稼働率となっていることから、平均稼働率以上に必要があることが分かります。

¹² 令和2年(2020年)3月10日から一斉に休館措置をとりました。



また、公民館の利用件数をみると、平成 27 年度(2015 年度)をピークとして減少傾向にあり、特に、令和 2 年度(2020 年度)には新型コロナウイルスの影響により大きく減少しています。稼働率を上げて適正な負担割合としていくためには、利用件数が減少傾向にあることはマイナス要因となります。

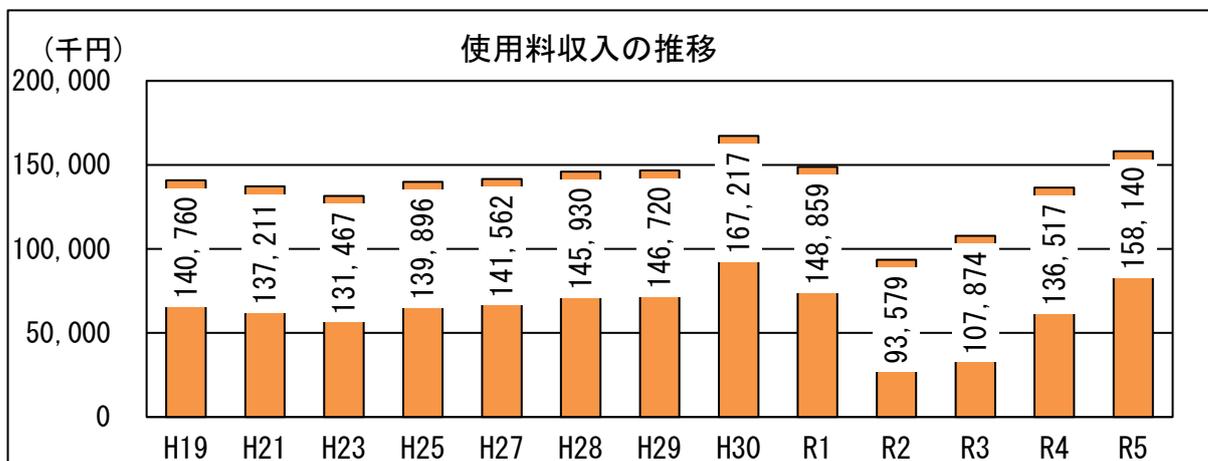


イ 視点 2 世代間負担の公平性の確保

視点 1 の税負担の公平性の確保では、負担割合と稼働率に着目しましたが、将来世代に負担を残さないためには、現在ある公共施設を現在の市民の負担で維持していく必要があり、特例債の発行を少しでも抑えるためには、使用料収入そのものを確保していく必要があります。

(ア) 使用料収入の推移

平成 27 年度(2015 年度)までは、公共施設白書のデータを、平成 28 年度(2016 年度)以降は、毎年度実施している使用料収入等調査で把握しているデータを用いて、使用料収入の推移を見てみます。



見直し以前の使用料収入は、多少の増減はありますが、1.4 億円前後で横ばいに推移しています。

この状況にまず変化が現れるのは、使用料見直し前の平成 28 年度(2016 年度)で、翌年度の見直しを前に、その時点で最高額となる 1.46 億円の収入となっています。

使用料見直しを実施した平成 29 年度(2017 年度)は、実質の新料金適用が 1 月以降であったため、前年度と比較した増加額はおよそ 80 万円でした。

平成 30 年度(2018 年度)になって、ほとんどの施設の使用料が新料金体系に移行したため、使用料収入が 1.67 億円、前年度を 2,000 万円上回る実績となりました。

しかし、令和元年度(2019 年度)は、新型コロナウイルス対策による休館措置の影響で、前年度よりも 1,800 万円ほど減収し 1.49 億円となっています。

令和 2 年度(2020 年度)には、新型コロナウイルスの影響がさらに拡大し、使用料収入は 9,358 万円、前年度と比較して約 5,528 万円の大幅な減収となりました。

令和 5 年度(2021 年度)は、新型コロナウイルスが 5 類へ移行したことなどから、収入は 1.58 億円となり、新型コロナウイルス発生前の状況に戻りつつあります。

(イ) 増収効果見込み額と収入実績

使用料の見直しに当たっては、増収見込み額¹³として、7,459 万円を見込んでいました。

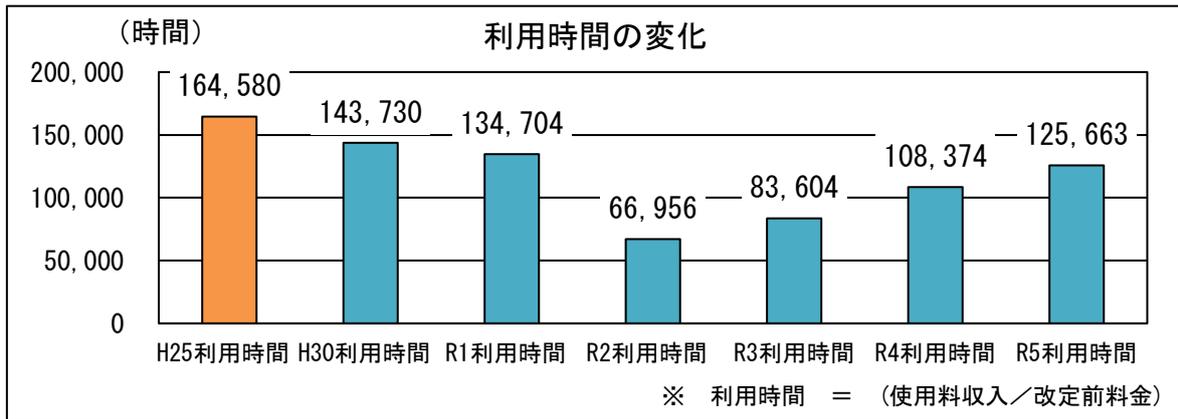
しかし、令和 2 年度(2020 年度)は対 H25 実績でマイナス 1.2 億円と大きな不足が生じ、令和 5 年度(2023 年度)は、プラス約 2,000 万円と増収の傾向は

¹³平成 25 年度(2013 年度)実績と利用が同程度と仮定した場合の見込み額

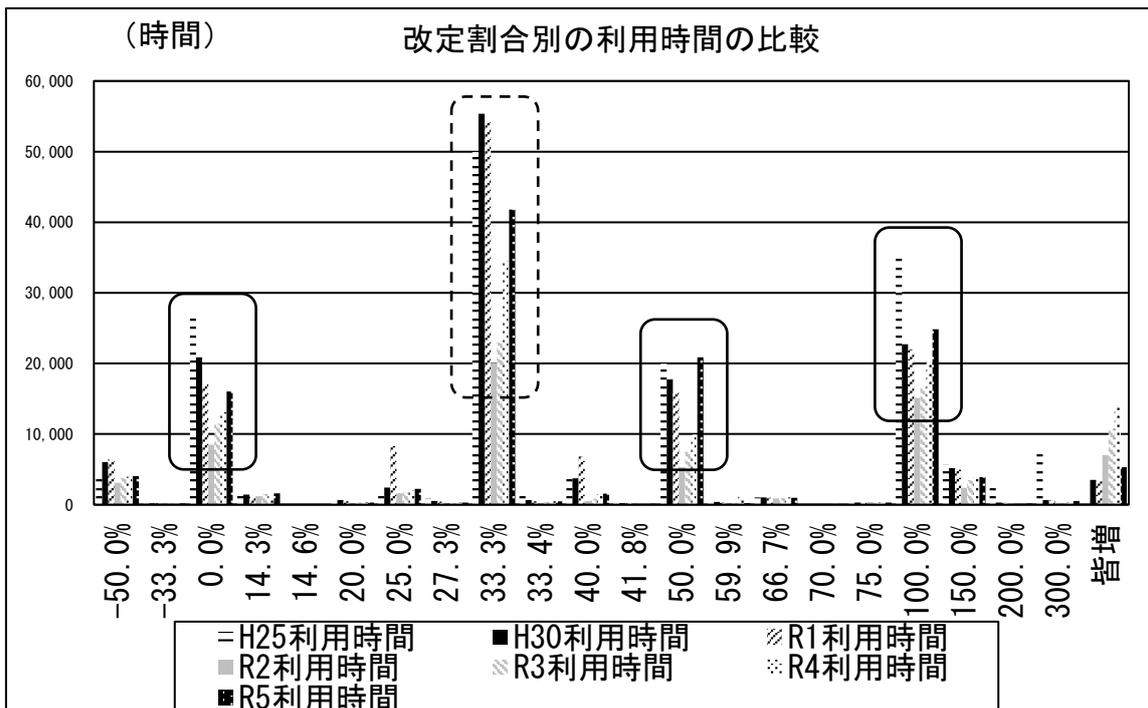
見られるものの、見込み額に届いていないのが現状です。

(ウ) 増収見込み額に届かない理由の考察

各年度の施設別・部屋別の使用料収入実績をそれぞれの時間単価で除して仮想の利用時間を算出して比較したところ、令和 5 年度(2023 度)の利用時間は令和 4 年度(2022 年度)と比較して 16.0 パーセント増加したものの、平成 25 年度(2013 年度)との比較では、23.6 パーセント減少という結果となり、このことが増収見込み額に届かない大きな理由の一つと考えられます。



また、使用料の改定割合別に利用時間を比較したところ、平成 30 年度(2018 年度)においては、利用時間が最も多い 33.3 パーセント値上げの部屋は増加しており、次いで利用時間が多い 100 パーセント値上げの部屋が大きく減少しているほか、同額となる 0 パーセントと 50 パーセント値上げの部屋でも減少が認められます。



そのほか、平成 30 年度(2018 年度)の使用料収入等調査結果の分析により、同じ施設であればより使用料が低額な小さめの部屋が、同じ機能を持つ部屋(公民館の多目的ホールなど)であれば、より使用料が低額な建築年度が古い施設が、見直し前よりも多く利用される傾向が見受けられました。

さらに、令和 2 年度(2020 年度)には新型コロナウイルスの影響で利用時間そのものが大幅に減少し、令和 4 年度(2022 年度)から令和 5 年度(2023 年度)にかけて増加したものの、依然として減少傾向にあります。単純に実線で囲んだ 3 区分の稼働率を向上させることで使用料収入が確保できるわけではないため、稼働率の向上につながる取組を検討する必要があります。

ウ 視点 3 公共施設更新問題への対応

方針による三つの視点のうち的一点目、税負担の公平性の確保は、利用者にとって一定の負担を求めることで、施設を利用しない人との不平等感をなくすとともに、利用者の負担をフルコストの 1/3 とすることで、適正な一般財源の負担を目指すものでした。

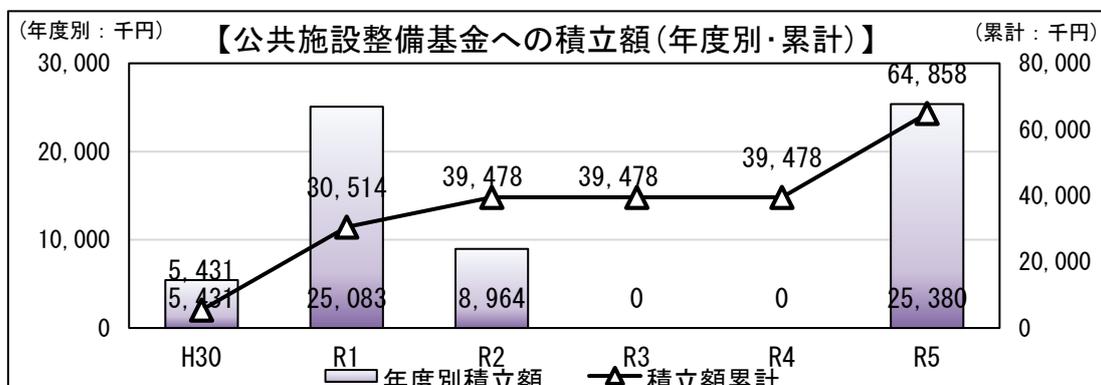
二点目の世代間負担の公平性の確保は、現在の市民へのサービスにかかる費用は現在の市民の負担とし、使用料収入を増加させることで特例債の発行を抑制することを目指していました。

これら二つの視点は、着目している部分が異なるとはいえ、負担増による増収効果を直接的に現在の施設の維持管理に充てて行く性格のものです。

三点目の視点となる公共施設更新問題への対応はこれらとは異なり、将来負担への備えという視点となっています。

(ア) 基金への積み立て

フルコストに含まれる減価償却費を将来の修繕や更新に備えるためのコストとみなして、当該年度の使用料収入の 15 パーセント相当額を翌年度末に積み立てることとしており、令和 5 年度(2023 年度)末における累計積立額は 6,485 万 8 千円となっています。



令和2年度(2020年度)における使用料収入額は約9,358万円であり、通常であれば15%に相当する約1,404万円を令和3年度(2021年度)に積み立てることになります。

しかし、新型コロナウイルスの影響で使用料収入が減少した令和元年度(2019年度)分を積み立てる際、年度別の使用料収入額から当該年度の積立額を差し引いた残額が、使用料見直しの基礎となった平成25年度(2013年度)使用料収入実績を下回らない範囲で積み立てることとしたため、令和2年度(2020年度)の積立額が令和元年度(2019年度)より大幅に減少しています。

平成25年度(2013年度)の使用料収入実績に対して、令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の使用料収入が下回っているため、上記の考え方にに基づき、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の公共施設整備基金への積立額は0円となっています。

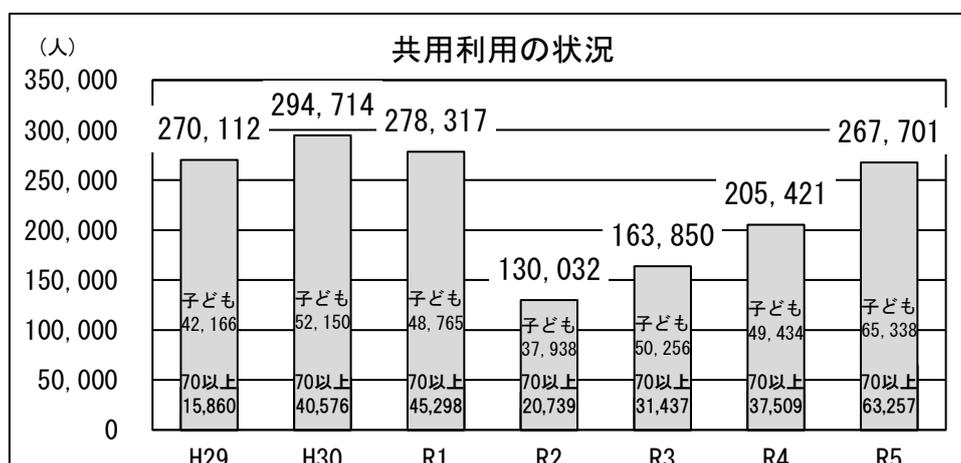
(4) 今後の課題

方針が目指した利用者負担の適正化は、現在の公共施設の維持管理にとどまらず、将来の公共施設の更新問題にまで踏み込んだもので、見直し内容の全てが密接に関連しています。

ここまでは、将来を見据えた3つの視点をそれぞれ評価しましたが、見直しのプラス効果とマイナス効果を改めて抽出したうえで、総括的な評価と今後の方向性をまとめます。

ア プラス効果

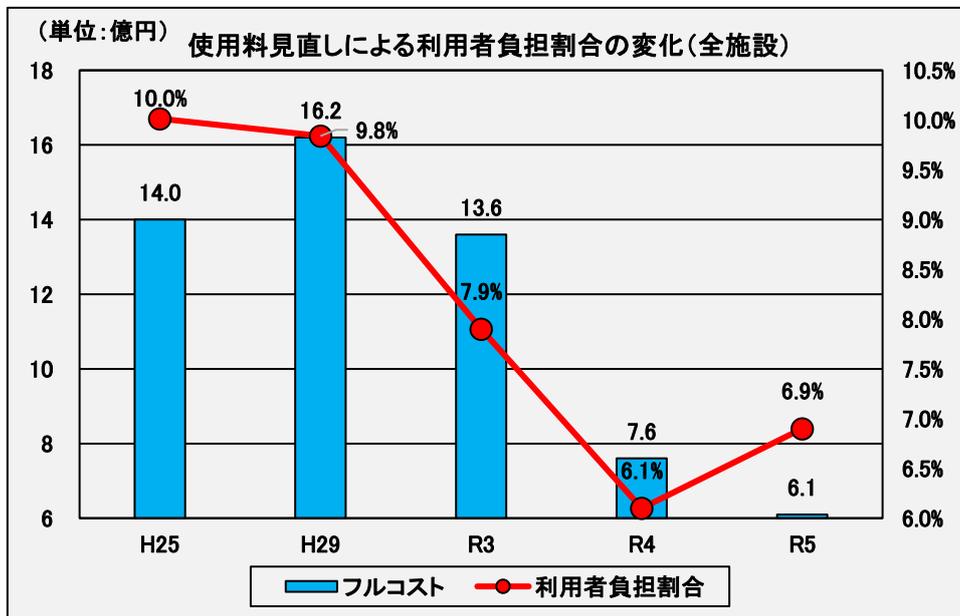
- ① 増収見込みに到達してはいないものの、見直し以前よりも使用料収入が増加しています。
- ② 使用料収入の15パーセント相当額を公共施設整備基金に積み立て、将来に備えています。
- ③ 70歳以上及び子どもの共用利用を無料化したことで、個人による施設の利用頻度が上がっています。



- ④ 利用時間を 30 分単位としたことで、活動実態に合わせた利用が可能となり、利便性が向上しています。
- ⑤ 利用者負担の適正化を図ったことで、公共施設を定期的に使う人とそうでない人との不公平感が解消されています。

イ マイナス効果

- ① 個人の共用利用件数が増加している反面、70 歳以上及び子どもの無料利用によって、トレーニングルームや温水プールが混雑しています。
- ② 使用料収入が増収見込み額に到達せず、負担割合も 6 パーセント前後と低くなっています。また、使用料収入の増収効果が少ないと、将来への備えとなる公共施設整備基金への積立ても少額となってしまいます。



ウ 総合的な評価

方針の狙いどおりとなったプラス効果もあれば、市民の利用に少なからず影響するマイナス効果もあります。また、方針策定時から現在までの変化を把握するために直近のデータを追加しましたが、改めてその内容を見てみると、方針策定当時よりも厳しい状況へと変化しているものが多いことに気が付きます。

より厳しい将来に備えるため、使用料見直しそのものを否定することはできませんが、その効果である使用料の増収効果は非常に限定的です。

また、使用料見直しは「フルコストの 1/3」を適正な利用者負担と定義して実施していますが、見直し後の使用料の負担割合は、10 パーセントにも満たない状況が続いており、このままでは十分な効果が得られないことは確実です。

まずは、方針策定時よりも厳しくなると見込まれる将来に備え、公共施設を良好な状態で維持していくために、稼働率を向上させ、使用料収入を確保して

いくことが何よりも重要です。

5 計画的な維持補修とコスト削減のための工夫

(1) 管理台帳

多くの施設管理担当課で、管理台帳等が十分に備えられていない現状がうかがえます。このような状況下では、計画的な維持補修を行っていくことは、厳しい財政状況のもとではなおさら困難であるため、中期的な視野に立った改修計画を作成して財政負担を平準化するなど、今後一層の努力が必要となります。

このような状況を改善するため、本市では、市民が安心して安全な公共施設を利用できるように、建物の安全性及び機能性を維持し長寿命化を図るとともに、維持補修等の保全経費の将来の見通しを把握し、財政負担の平準化を図りながら、計画的な改修等を進めることを目的とする「公共施設保全計画」を令和3年(2021年)5月に策定しました。この計画により、公共施設の維持補修について、一元的な管理が可能となっています。

(2) コストの検証

相対的に利用者数が少ない施設ほど、一人当たりのコストが高い傾向が現れています。このような施設については、事業内容の見直しや他施設との統廃合を積極的に検討する必要があります。また、同種の施設間でもコストのばらつきが大きく、その原因を分析し、管理運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性や受益者負担のあり方について検討する必要があります。

さらに、学校教育施設やこども園等についても、施設間で児童・生徒等一人当たりの管理運営コストにばらつきがあり、公の施設等と同様に、その原因を分析し、改善していく必要があります。なお、民地を借りている施設については、施設間での比較を十分に行い、明らかに負担が大きくなっている施設は、早急に見直しを行う必要があります。

6 一元的な管理運営

(1) 格差の解消

現在、公共施設は、行政財産として各所管課が管理運営を行っていますが、管理運営に関するノウハウや予算などは、所管課の持つ人的及び物的能力に依存していることから、公共施設の状態に格差が生じてしまう場合があります。

このような状態を解消するとともに、管理運営に要する資源の集約によるスケールメリットを活かすためには、一元的な管理運営を行う体制が必要となります。

(2) 施設情報の一元化

本市では、インターネットによる施設予約システムが取り入れられていますが、

貸館業務を行っているにもかかわらず、そこに組み入れられていない施設もあります。また、空き情報の検索は、用途や部屋の種類からある程度までは行うことができますが、本市独自のシステムではなく、神奈川電子自治体共同運営サービスのシステムを利用していることもあり、使い勝手は不十分です。近隣の代替施設を検索することができれば、特定の施設や時間への予約の集中が緩和されるとともに、施設の利用者を増やす効果も期待できます。

さらに、施設によっては、ホームページ等の情報が極端に少なく、利用率向上の妨げになっていると思われる場合があります。施設情報の提供方法や予約システムについても、一元的なチェック体制づくりと運営が必要です。

